こくみんねんきん たより 特集

昭和35・11・19

発行　厚生省国民年金局国民年金課内　国民年金特集編集委員会

印刷　東京印刷所

この特集は非常に大事なものですからなんども読んでよく知っておきましょう

こくみんねんきん制度の生いたち

国民年金制度は国民が老令、廃疾又は死亡といった事故によって非常に困つた苦しい生活に追いこまれることを国民が連帯して防止しようとして生まれたものであります。

われわれの経済社会ではだれでも年をとって働けなくなる日のために若いうちに貯蓄をし老後のためにそなえるということは共通した生活態度といってもよいでありましょう。

このように老令といつただれでもいつかはやってくるにちがいない事態については勿論ですが、不慮の事故にあって身体障害者になるとか又は一家の働き手である夫に不幸があるという事態があることも想像されるのであります。

こうした事態に対してあらかじめ若くて健康であるあいだに自分のために、あるいは自分の妻子のために、みづからの力で、できるだけのそなえをすることは、われわれの生活態度として当然要求されているものでありまして、わたくしたちの社会生活はこのような自己責任の原則をもととしてなりたつておるのであります。しかし国民年金制度が自己責任の原則をもととしているといつても、すべてをこの原則で片づけていてのではないのであつて国民がおさめる保険料に対してその二分の一にもなるという高い率の国庫負担がありますので、国民の各層から零細保険料の強制収奪機構であるといつた極端な意見に対しても充分御理解いただけることと思います。

かならず加入しなければならない人（強制加入被保険者）

この制度に必ず加入しなければならない人は次のとおりです。

日本国内に住所を有する二十才以上六十才未満の日本国民は原則としてすべてこの制度に加入しなければなりません。

しかしながら国民年金制度がつくられた目的のひとつは現在いづれの年金制度によつても障害されていない国民に年金による保護を及ぼして行こうというところにあつたのですから、さしあたり厚生年金保険や恩給や共済組合などのいまであるところの制度に入つて保護されている人たちはこの制度に加入出来ないことになつております。

即ち会社、工場、官庁に勤めている人はこの制度に加入することは出来ませんが農業や漁業又は自営業をやつている人は必ず加入しなければなりません。又会社、工場、官庁などに勤めていても年金や恩給等の公的年金に加入しておらない人は必ず加入することになつています。

この制度は原則として一定期間保険料をおさめなければ年金が支給されないことになつております。

加入できない人

次に国民年金制度に加入できない人はどんな人かあげてみましょう。

(イ)会社、工場、官庁などに勤めておつて将来年金や恩給を受けることの出来る人

(ロ)(イ)に書いてあるようなところを退職して現在老令年金又は退職年金や恩給を受けている人

(ハ)(イ)に書いてあるところに勤めているが勤めていたことによつて現在障害年金や増加恩給を受けている人

(ニ)(イ)に書いてあるようなところを退職したが、まだ年令が若いために現在退職又は老令年金や恩給を受けていない人

(ホ)現在家族が死亡したために遺族年金や扶助料を受けている人

(ヘ)大東亜戦争（第二次大戦）で軍人又は軍属であつた家族が戦死、負傷などのために恩給とはちがうが遺族年金給与金、障害年金などをうけている人

(ト)大東亜戦争のために外地から家族が復員又は引揚げてこないために留守家族手当や特別手当をうけている人

(チ)これまでに説明してきた加入出来ない人及び任意加入の出来る人の配偶者

例えば夫は会社、工場、官庁に勤めておれば夫は加入できないが、その妻は加入でき又は夫が年金や恩給をうけておれば夫は加入できないがその妻は加入できます

(リ)高等学校、大学の生徒学生、但し定時制、夜間、通信教育をうけている人は強制加入になります

(ヌ)来年の四月一日で五十才から五十五才までになる人

これらに該当する人は加入するしないのどちらでも自分の意志で決定することになります。

任意加入出来る配偶者は進んで加入しましょう

夫が会社、工場、官庁などに勤めておつて年金や恩給などの公的年金に加入している人の妻は先に説明したように任意加入になつておりますが、夫が年金や恩給を受ける前に死亡したり、又は夫と非行があつて別れた場合にも妻がこの年金に加入していないと全く年金をうけられなくなります。こんな場合でも夫とは別に妻も一人前の年金がうけられるように、この年金に加入しておくことが是非とも必要だと思います。

夫の立場から考えた場合でも夫婦が一体になつて家庭生活をしており、夫の収入は妻の内助があつて初めて収入が得られるのであります。将来を考えて加入させてやるべきが夫婦というものでありましょう。

任意加入ですから希望しなければ加入しなくてもよいことになります

任意加入ですから希望しなければ加入しなくてもよいことになりますが今四十一才において五十才をこえる人でもそのときに五十五才をこえていなければ被保険者となることができます。

即ち明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた人は六十才に達するまでの期間は十年はなければ加入しなくてもよいことになりますが今年の四月一日において五十才をこえている人たちは六十才に達するまでの期間は十年はなければ加入しなくてもよいことになりますが今年の四月一日において五十才をこえる人でもそのときに五十五才をこえていなければ被保険者となることができます。

即ち明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた人は六十才に達するまでの期間は十年はなければ加入しなくてもよいことになりますが今年の支給が開始される六十五才まで十年以上の余裕がありますので、これらの人が加入したいと思えば、昭和三十六年三月三十一日までに役場に申し出れば被保険者となることが出来ます。この人たちは昭和四十六年三月までの十年間この制度の被保険者となります。

五十才から五十五才までの人も加入できます

昭和三十六年四月一日現在で五十才をこえることに役場に申し出れば被保険者となることができます。

被保険者期間

この制度に加入している期間は被保険者期間と言われ保険料を納めた期間に算入され被保険者でなくなつた日の属する月は被保険者期間に算入されることになります。又被保険者が被保険者でなくなつた後再び被保険者となつた場合のように被保険者期間に中断があつても前後の被保険者期間は合算されることになつております。

国民年金手帳とは

国民年金手帳は県知事から被保険者に交付いたします。この国民年金手帳は保険料を納付するために必要なもので国民年金印紙を貼りつけて保険料を納付した納付状況に関する記載をうけたりすることになりますが、反面被保険者にとつて過去の保険料の納付状況を証拠だてるものとなりますので被保険者を死亡したときも返す必要はありません。同じ見地から五年ごとに行なわれる手帳の更新の時も古い手帳は被保険者の手許に残すことになつています。

保険料とその納付方法

保険料の額

国民年金印紙によつて納付することになります。

即ち被保険者は市町村役場で売られる予定の国民年金印紙を購入し、これを国民年金手帳の一定の場所にはりつけ、これを役場に提出してその検認を受けることになつております。このように役場で検認をうけることが保険料納付の原則的な方法ですが、旅行がちの人や漁師や薬業を業とする人のように住所地を離れることが多い人にとつては市町村役場で検認をうけることは時には不便なこともあるわけですので、このような場合には住所地以外のところでも社会保険出張所に手帳を出せば検認をしてもらうことができることになつております。

保険料の納付義務

保険料を納めなければならない人は勿論被保険者ですから被保険者の中には無業者とか家業従事者主婦とか云うように形式的に収入がない人もいますので、これらの人も保険料を納めることができますが、被保険者の配偶者が納付した場合は保険料を納めなければならないことになつています。

保険料の納付方法

保険料は国が発行する

【産業祭における年金制度の説明風景】

国民年金制度説明会日程表

開催年月日時	町内（部落）団体名	会場
11月26日後1時	馬場目青年会・婦人会	馬場目中学校
27日後1時	杉沢青年会・婦人会	杉沢小学校
27日後1時	杉沢部落会	杉沢小学校
28日前10時	合地、坊井地	
29日後1時	恋地、坊井地	
30日	平ノ下、水沢	
12月1日	落内台、小野台部落会	
2日	馬川青年会・婦人会	馬川小学校
3日	内川青年会・婦人会	内川小学校
4日前9時	富津内西地区青年会・婦人会	富津内西小学校
4日後1時	富津内東地区青年会・婦人会	富津内東小学校
5日	中村、幸麓部落会	
6日	町村、門前	
7日	帝釈寺	
8日	下山内	
11日	大川青年会・婦人会	大川中学校
12日	上山内部落会	
13日	富田	
14日	八田、台、御蔵下	
15日	脇田、乙	
19日	落合	
20日	高田、千日	
21日	北北、北口、高畑、川堀部落会	
昭和36年1月9日後1時	大川一、二、三、四区下横口	大川出張所
10日後	浦	横一町
11日後	岡本部落会、北地区婦人会	
11日後	森山青年会	岡本公民館
12日後	野田部落会	
17日後	田、希望ヶ丘、今町、御蔵町、小池町、川原町、新町、新丁、古川町、紺ヶ祭町	
18日	町内全部	中央公民館
19日	昭和町、雀	役場会議室
20日	辰町、築地町、新町、米沢町	高倉寺
23日後	畑町、長町、新畑町	矢場崎中公会堂
24日後	仲町、高倉金都中央公民館	
25日後	中川原、籠町、上樋口金都、樋口、久保、籠越	役場会議室
26日後	又（小川口を含む）、滝ノ下、大都部落会	
27日後	湯ノ又（小川口を含む）部落会	
2日後	浅見内、滝ノ下、大都部落会	
31日後	谷地中	
2月1日後	石西崎野	

保険料の納付期限

このような国民年金印紙によつて納期限が納付は納期限があつて四、五、六月分は七月末日まで七、八、九月分は十月末日まで十、十一、十二月分は一月末日まで、翌年の一、二、三月分は四月末日までに納めることになつておりますが、その年の分を四月末日まで納付しない場合は保険料は印紙では納められなくなり現金で納めてもらうことになつています。

五月以後は市町村役場でなく社会保険出張所と

いうところから通常の税金や健康保険料と同じように現金による納入告知書がきてそれによつて納めることにもなり不便になります。

また三月分ずつまとめるのも面倒だという人は都合のよいときに半年分でも一年分又は二年分でも手帳に印紙をはりつける丈はりつけて検認をしてもらつてもよいのですがその場合前にのべましたように、その年度分の保険料は五月になると印紙では納められなくなる点だけ注意がいります。

先般町内会（部落）会長宛の日程表は左記のとおり変更になりましたから御諒承下さい。

青年会、婦じん会長宛の日程表は左記のとおり変更になりましたから御諒承下さい。

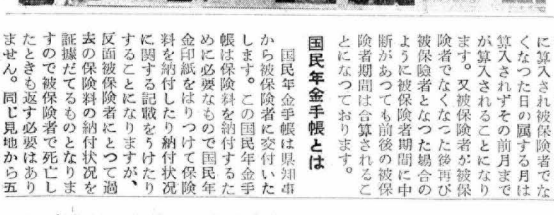

保険料の免除

国民年金制度は二十才以上六十才未満の全国民を被保険者とし、ひとしく保険料を納めなければならないことになっています。

ところがその被保険者の中には無業者、失業者といつたように所得がなくて保険料を納めたくても納める余裕のない人もおればまた今は保険料を納めることができるが長い期間の保険でありますので、ある時期において保険料を納めることができなくなるという人もでてまいります。

そこで国民年金においては保険料を納めることができないからといつてすぐこれらの人を拠出制度から除外することなくむしろ保険料をおさめることができないような低所得の人々こそ年金制度による保障が必要だという見地から被保険者の資格をもたせておいて保険料は納付しなくともよいこととし、反面年金給付についてはこれを優遇し、できる限り拠出年金が受けられるようにしております。

保険料を納めなくともよい場合には次の二つがあります

イ 法定免除

これは法律に定めている事情に該当すれば届出をしてもらうだけで免除になる場合、即ち

一、国民年金の障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき。

二、生活保護法による生活扶助をうけるとき。

三、国立のらい療養所その他の施設であつて厚生省令で定めるものに収容されているとき。

以上のいずれかに該当するに至つたときは、すでに納付した保険料又は前納した保険料を除き保険料を納めなくてもよいことになつております。

これらの事情に該当すれば役場を通じて知事に届けることになつています。

ロ 申請免除

保険料を納められない事情が次の項目に該当する人はその事情を書いた保険料免除申請書を役場を通じて知事に申請し、県では市町村の意見をもとにして被保険者の世帯の所得などを考慮して免除される方法であります

一、所得がないとき

二、被保険者又はその他の世帯員が生活保護法や、らい予防法による教育扶助や住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助又は葬祭扶助を受けるとき

三、地方税法に定める障害者、又はヵ婦であつて年間の所得が十三万円以下であるとき

四、その他保険料を納めることが著しく困難であると認められるとき

即ち具体的に申し上げますと被保険者、配偶者世帯主のいずれかに前年所得税が課せられているときは免除しません。又逆にこの三者のいずれにも町民税がかゝつていないときは免除します。そして三者のいずれにも所得税がかかつていないが三者のだれかに町民税がかゝつているときは世帯員全員の前年度の総所得金額をとり、その世帯に特別の考慮をはらわなければならない理由があるときは特別の考慮をはらい、その所得額が十三万円未満のときは免除し、十六万円以上のときは免除しないこととし、この中間にあるときはその世帯の実情を考慮して免除することになります。

五人世帯の場合

一、勤労収入では十六万二千五百円から二十万円相当の収入ある世帯

二、農業収入では十六万七千二百円から十八万二千六百円相当の収入ある世帯

三、非農業収入では十七万一千六百円から二十万二千四百円相当の収入ある世帯

以上申しのべた通りの収入総額の人はその世帯の実情を考慮し免除するかしないかを決定することになります。

即ち前記の申請免除の四に書いてある所得額が十三万円以上十六万円未満の世帯というのは職業別にした勤労収入、農業収入、非農業収入から必要経費を差し引いたものを所得額としてあげたのであります。

一人で世帯をもつているときの免除

一、前年の所得額が五万五千円相当額未満のときは免除する

二、前年の所得額が六万五千円相当額以上のときは免除しない

三、この中間の人即ち五万五千円から六万五千円の人は実情により認定されることになる

四、食費や住宅費が現物で支給されているものは、現金収入が二万四千円相当額以上のときは免除しない

なお以上免除関係のことについては通常の場合の基準であつて災害その他特別の事情があるときはその世帯の実情を考えて特別に免除が認定されることになつております。

保険料の前納

国民年金の被保険者は農民や商工業者などの国民の大半を占める人々であつて、その従事している職業も千差万別で収入の時期も一定しておりません。そこで保険料の納付も印紙納入の方法をとつていつでも都合のよいときに分割して納めることができるようにしたのであります。それとともに年に一回の定時収入のある農業従事者や、仕事が忙しくてとても保険料ナンテという自営業者のためには保険料を前払いすることができるようになつています。

前納の方法

前納の方法にも印紙前納によるものと現金前納によるものの二つの方法があります。いずれも保険料は全額について所得税控除の特典をうけることができます。印紙による前納は前にのべた通常の方法とまつたく同じでこの方法では今のところ現金前納と違い割引きは認められていないが近く制度を改めて割引きを認めることを考慮中であります。

現金前納

現金前納は保険料前納申込書を役場又は社会保険出張所へ提出することになります。前納期間は十年以内の期間分を年単位つまり一年分、五年分八年分というように申込む方法とあるいは又六十才までの全期間をすべてまとめて前納することの二つの方法があります。

即ち十年以上前納する場合はその前納しようとする人の今後納めなければならない総ての期間を前納する事になりその人が二十年間今後納めなければならないとすれば十三年とか十八年とかという前納は出来ないということであり、二十年分を前納しなければならないことになつております。

以上前納の二つの方法のいずれも分割払いによる保険料からその間の利子相当額「年五分五厘の複利計算」を割引くことになつております。

この割引きによつて実際に前納する額と前納しなかつた場合、納めなければならない額とを比較すると、左の表になります。

この割引額は三十才の人が五年分前納しようとすると毎月払えば六千円の保険料をかけていかなければなりませんが、前納すると五千二百八十円でよいことになります。又二十才の娘さんがお嫁に行くときに持参金がわりに六十歳までの四十年分を前納すれば二万三千五百四十円納めればよいことになりますが、毎月払えば六万三千円かけることになり、差引き三万九千四百六十円の割引きになりますから非常に有利なわけです。

前納保険料の割引額の実例

前納時の年令	前納期間	前納しなかつた場合納めなければならない額（A）	前納額（B）	割引額（A－B）
20才	1年	1,200円	1,170円	30円
	5〃	6,000	5,280	720
	10〃	12,000	9,310	2,690
	40〃	63,000	23,540	39,460
25才	1年	1,200	1,170	30
	5〃	6,000	5,270	720
	10〃	12,000	9,310	2,690
	35〃完納	57,000	23,860	33,140
30才	1年	1,200	1,170	30
	5〃	6,000	5,280	720
	10〃	15,000	11,330	3,670
	30〃完納	51,000	24,300	26,700
35才	1年	1,800	1,760	40
	5〃	9,000	7,910	1,090
	10〃	18,000	13,970	4,030
	25〃完納	45,000	24,860	20,140
40才	1年	1,800	1,760	40
	5〃	9,000	7,910	1,090
	10〃	18,000	13,970	4,030
	15〃完納	36,000	22,150	13,850
45才	1年	1,800	1,760	40
	5〃	9,000	7,910	1,090
	10〃	18,000	13,790	4,030
	15〃完納	27,000	18,600	8,400
50才	1年	1,800	1,760	40
	5〃	9,000	7,910	1,090
	10〃完納	18,000	13,970	4,030

半額は国庫で負擔

拠出制国民年金については国もその給付にあてるためその費用の一部を負担します。その額は納められる保険料の総額の二分の一であります。つまり被保険者が百円又は百五十円と納めた保険料を年度ごとに合計して、その総額の二分の一を国が負担するのです。百円保険料を納めれば国も五十円出してあわせて百五十円として別に積み立てておき将来の年金を支払うためのものとして大切に保管され、有効に運用されます。またこの国庫負担の割合の大きさも他の公的な年金制度でもみられないほど大きなものです。この面でも納める保険料と支給される年金との関係で、この国民年金は非常に有利なものとなつております。

◎年金の種類

一、老令年金

老令年金は保険料を一定期間以上納めた人が六十五歳になつたときから死亡するまで支給されます。老令年金を受けるための支払い期間は二十五年であり、しかもこの期間は年令によつて十年にまで、ちぢめられております。米国が十年だとか西ドイツが十五年だというて日本の年金制度の長いことを指摘されるが、これはいづれも年金をうけるためにかける期間の最少限の期間をいつており、我が国の制度が長いとはいえません。即ちいろ〳〵疑問をもたれているその中の一つに四十年間保険料をかけるのは長すぎるといわれますが、これは間違いであつて、四十年というのは二十歳の人が五十九歳まで納める期間であつて、この四十年間を全部かけなければ年金が支給されないのではなく、この人は二十五年納めれば六十五歳から年金が支給されるのであります。又六十五歳まで待てない人には六十歳から年金を支給するよう改正されようとしています。この二十五年納めるのは二十歳から三十歳までの人で、三十一歳からは一年ずつ短縮されて、三十一歳の人は二十四年三十二歳の人は二十三年というようになり、四十五歳からは十年間納めれば年金は六十五歳から支給になります。

又保険料の免除を受けた人は十年以上保険料を納めれば支給されることになつております。くわしく説明しますと、昭和三十六年四月一日において四十四歳をこえ、四十四才をこえない人「大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた人」は十一年で以下年令が一つ若くなるごとに一年ずつ増し三十一才をこえ三十二才をこえない人「昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた人」は二十四年となつております。また昭和三十六年四月一日において三十一才をこえない人「昭和五年四月一日以後に生まれた人」については二十五年を納めることによつて年金の支給が受けられることになつております。

老令年金の支給年額

イ 昭和三十六年四月一日現在において三十五才をこえる人の

納めた期間	支給年額
一〇年以上一一年未満	九、六〇〇円
一一〃　一二〃	一〇、八〇〇円
一二〃　一三〃	一二、〇〇〇円
一三〃　一四〃	一三、二〇〇円
一四〃　一五〃	一四、四〇〇円

この表の年金額を受ける人は七十才になるまでこれを受け七十才以上になればこれらの人は全部一四、四〇〇円が支給されます。また納めた期間が十五年以上二十五年までの人は一四、四〇〇円に一年を増すごとに六〇〇円ずつ多くなります。たとえば十五年以上十六年未満の人には一五、〇〇〇円を支給いたします。二十五年以上の人については二十五年納めた人は二四、〇〇〇円、あと一年を増すごとに一、二〇〇円ずつ多くなり四十年完納すれば四二、〇〇〇円が支給されます。

ロ 昭和三十六年四月一日現在において二十才をこえ三十五才までの人に支給される年金額

納めた期間	支給年額
一〇年以上一一年未満	一二、〇〇〇円
一一〃　一二〃	一二、六〇〇円
一二〃　一三〃	一三、二〇〇円
一三〃　一四〃	一三、八〇〇円
一四〃　一五〃	一四、四〇〇円

この表より以上の年数即ち十五年以上納めた人については昭和三十六年四月一日現在において三十五才をこえる人に支給される年額と同じく支給されます。

障害年金

障害年金は一定期間「最低三年を納めた人、但し保険料の免除をうけた人は最低一年六ヶ月」保険料を納めた人が日常生活に著しい制限を加えられるような身体障害即ち片手とか片足とかを失つた程度の身体障害者になつたときに支給されます。

支給年金額

保険料の納めた期間に應じて違いますが、最低二四、〇〇〇円から四二、〇〇〇円まで支給されます。最低の二四、〇〇〇円の額は老令年金でいうと二十五年以上二十六年未満の年数を納めていたときに支給される額と同じです。

また障害の程度が両手とか両足とかいつた重い障害であれば、これだけの年額に六、〇〇〇が追加して支給されることになつています。

母子年金

母子年金は一定期間「最低三年を納めた人、但し保険料の免除を受けた人は最低一年六ヵ月」保険料を納めた後一家の働き手である夫と死別し、十八才未満の子又は十八才以上二十才未満の身体障害の子をかかえているときに支給されます。

支給年金額

保険料の納めた期間に應じて一九、二〇〇円から二五、八〇〇円を一年に支給することになつています。また子が二人以上あるときは一人増すごとに年四、八〇〇円が加算されることになつております。

遺児年金

遺児年金は両親と死別した十八才未満の子か又は十八才以上二十才未満の身体障害の子に支給されます。

支給年金額

死亡した両親の保険料の納めた期間に應じて七、二〇〇円から一〇、五〇〇円を一人に支給することになつております。又子が二人以上あるときは一人増すごとに年四、八〇〇円が加算されることになつております。

寡婦年金

ヵ婦年金は夫が老令年金の受給に必要な要件を満たしていながら六十五才未満で死亡した場合、十年以上つれそつた妻に支給されます。

この場合は母子年金と違い子のあるなしは問いません。

支給年金額

支給される年金額は夫の受けるはずであつた老令年金の半額で支給される期間は妻が六十才になつてから六十五才になるまでの五年間です。

以上は国民年金制度のあらましですが、当町におきましては町民各位からの深い御認識をいただきまして強制加入の手続きは大半終了しあとは、極く一部の人を残すのみとなりました。まだ手続きの終つてない人は出来るだけ早く済ませてください。「印鑑を持参くだされば手続きが出来ます。」

任意加入の申込みは早くしましょう

なお任意加入に該当する人は出来るだけ多く申込まれるよう強く希望いたします。昭和三十六年四月一日現在において五十才以上五十五才までの方は昭和三十六年三月末日まで申込まないとあとは申込まれませんのでそのほかの該当者も早目に申込みください。申込まれる人は印鑑を持つてきてくだされば手続き出来ます！本人でなくてもだれかに頼んでも結構です。

なおさきに申しました前納することによつて割引きになりたいへん徳ですので、前納を希望される方はどしどし申しこんでください。